

# 仙台高裁も「千葉市の赴任旅費の不支給は違法」

弁護士 野 呂 圭

## 【事案の概要】

千葉市職員に新規に採用され、住所のあった仙台市から勤務地のある千葉市へ移動した原告が、千葉市旅費条例に定めのある赴任旅費を支給されないのは違法であるとして、一審の仙台地方裁判所第2民事部で国家賠償請求を認容した事件の控訴審判決が、2014年6月26日、仙台高等裁判所第2民事部で言い渡されました。

## 【高裁の判断】

仙台高裁も仙台地裁同様、原告の主張をほぼ認め、被告千葉市の控訴を棄却しました。

判決は、まず旅費条例2条1項6号の「赴任 新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤公署に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤公署から新在勤公署に旅行することをいう。」の意義について、同号にいう「新たに採用された職員」については限定して解釈すべきことを示す規定は見当たらないから、千葉市に「新規に採用される職員全般を指す」ものと解するのが相当であると判示しました。

そして、判決は、原告の千葉市への移動が「赴任」に該当し、本件移動は赴任旅費が支給されるべき場合に当たると解されるから、千葉市の「旅行命令権者には本件移動について旅行命令を発令する義務があったということができる」とし、旅行命令を発令しない不作為は国家賠償法1条1項の適用上違法であり、また、少なくとも旅行命令権者の過失によるものであったと認めることができる、と判示しました。

被告千葉市は、赴任旅費の不支給について原告の同意があったと主張していましたが、仙台高裁はこの主張も排斥しました。

## 【判決の意義】

赴任旅費の支給対象に新規採用者も含まれるという解釈を示したことは、条文解釈として正当です。そして、赴任旅費を原告に支給しないという不作為について、被告の不合理な弁解を排斥し、違法と判断したことも正当です。高裁でこのような判断が示されたことの重みは大きいです。

地方公共団体を含む行政は、法に基づいて行われなければなりません。旅費条例で赴任旅費の支給を定めている以上、被告には赴任旅費を支給する義務があります。判決は、法に基づく行政の原理を踏まえ、それに反する被告の責任を認めたものであり、行政の不正を正す司法の役割を果したものと言えます。